

令和9年度

特定教育・保育施設及び 特定子ども・子育て支援施設の 利用案内

保 育 所

認定
こども園

幼 稚 園

この案内は、えびの市にお住まいの方が、
保育所、認定こども園、幼稚園を利用する
際に必要となる手続きや制度に関する案内を
掲載しています。内容をよく読んで、必要な
手続きを行ってください。



えびの市

889-4292

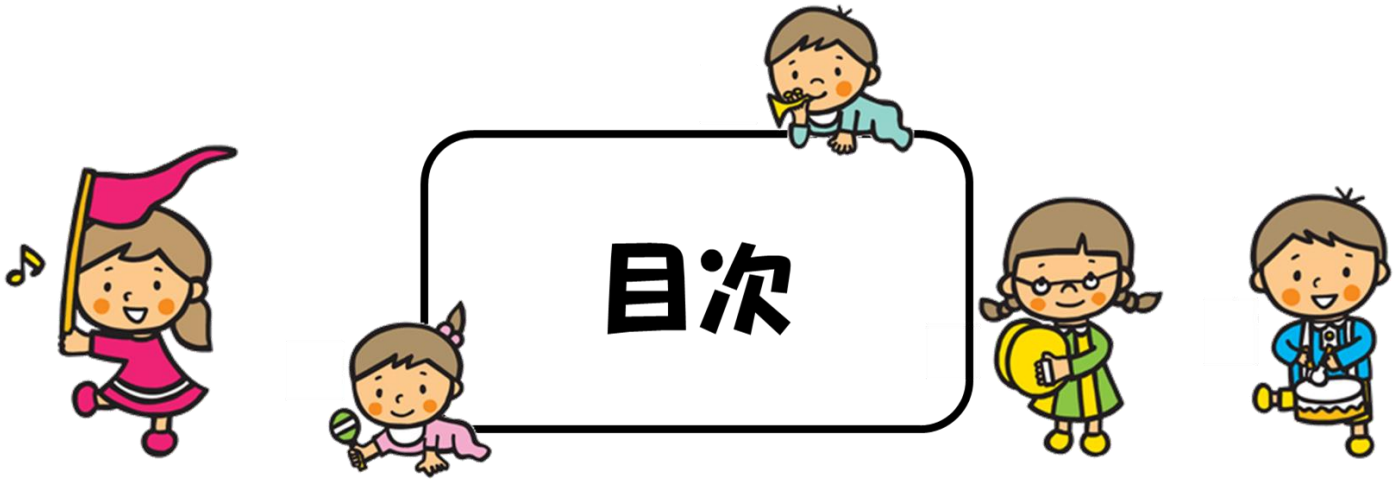
えびの市大字栗下 1292 番地

えびの市こども課子育て支援係

TEL : 0984-35-3738 (直通)

0984-35-1111 (代表)

FAX : 0984-35-0401



- 1 「幼児教育・保育の無償化」について _____ P3
- 2 幼稚園・保育所・認定こども園について _____ P3
- 3 教育・保育給付認定について _____ P4
- 4 申込みから入所(園)までの流れ(保育所、認定こども園(2・3号認定)の場合) _____ P7
- 5 入所申込みについて _____ P8
- 6 教育・保育給付認定及び利用調整等について _____ P9
- 7 保育料(利用者負担金)について _____ P11
- 8 退所について _____ P16
- 9 えびの市内の特定教育・保育施設について _____ P17
- 10 よくある質問(Q&A) _____ P18
- 11 特定子ども・子育て支援施設の利用について(一時預かり、ファミサポ、認可外保育施設等) _____ P26

1 「幼児教育・保育の無償化」について

令和元年10月から、「**幼児教育・保育の無償化**」が開始されました。

特定教育・保育施設については、3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの子どもの非課税世帯の子どもの保育料が無償となります（年齢は4月1日時点となります）。ただし、幼稚園・認定こども園の1号は満3歳（誕生日を迎え3歳になった翌月）から保育料が無償となります。特定子ども・子育て支援施設の無償化については26～29ページに記載しております。それぞれご確認ください利用内容に応じて申請してください。なお、幼児教育・保育無償化の詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

幼稚園 保育所 無償化

検索



2 幼稚園・保育所・認定こども園について

えびの市には令和8年10月現在、保育所2園、認定こども園6園があります。

幼稚園とは

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

【対象児童】満3歳の誕生日～小学校就学前まで

【利用時間】平日昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園によっては夕方までの時間や、土曜日、夏休みなどに預かり保育などを実施。

【利用要件】保護者の就労状況等を問わず利用できます。

保育所とは

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

【対象児童】0歳（目安として首がすわる頃）～小学校就学前まで

【利用時間】朝から夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

【利用要件】保護者の就労、疾病、親族の介護など一定の「保育を必要とする事由」（→5ページ）に該当し、家庭で保育のできない保護者

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

●0歳～2歳

【利用時間】朝から夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

【利用要件】保護者の就労、疾病、親族の介護など一定の「保育を必要とする事由」（→5ページ）に該当し、家庭で保育のできない保護者

●3歳～小学校就学前まで

【利用時間】平日昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は、夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施。

【利用要件】保護者の就労状況等を問わず利用できますが、保育の提供を受けるためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

3 教育・保育給付認定について

幼稚園（一部の幼稚園を除く）、保育所、認定こども園を利用する場合、保育所等の利用申込みとは別に、「教育・保育給付認定」を受けるための申請書を提出していただく必要があります。

えびの市では

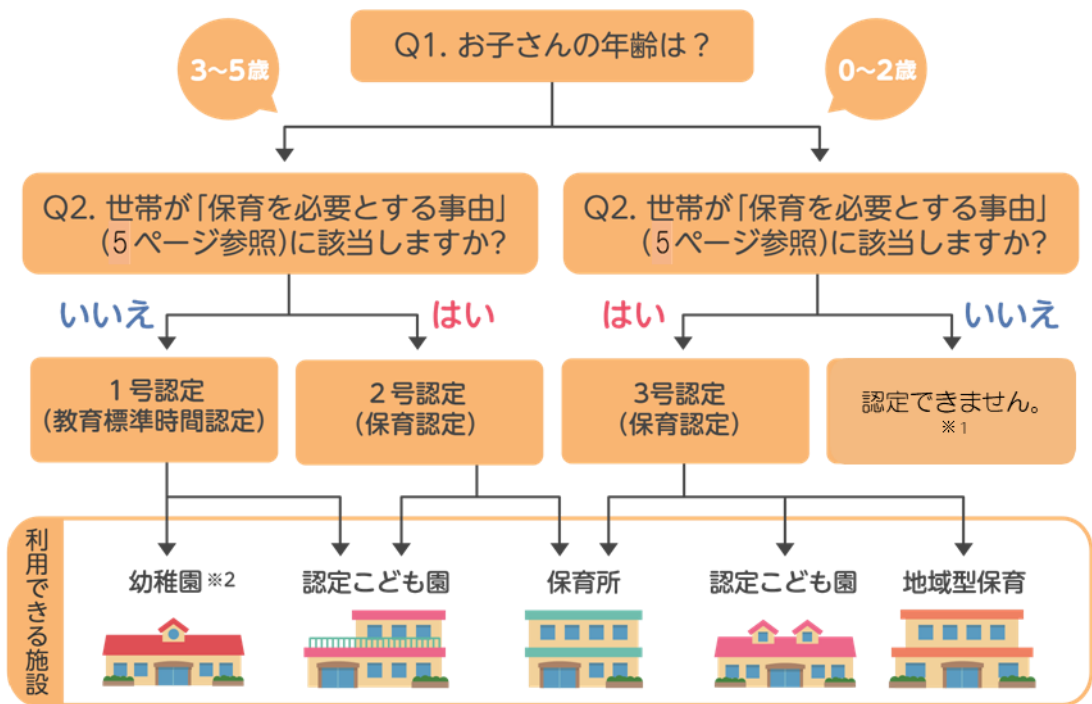
保育所・認定こども園（保育）の利用申込書と、教育・保育給付認定申請書が一緒になっています。

幼稚園・認定こども園（教育）の場合は、教育・保育給付認定申請とは別に、各園への申込みが必要です。

※ 申込み方法については、8ページをご覧ください。

(1) 認定の種類

認定は、保護者の就労状況等や子どもの年齢により以下のとおりの区分となります。認定区分によって、利用できる施設が異なりますので、下図によりご確認ください。



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

※2 新制度に移行していない幼稚園もあります（えびの市内にはありません）。その園を利用する場合は教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

- 「2号認定」に該当する場合は、「1号認定」を選択することもできます。
（「保育を必要とする事由」に該当しない限り、1号認定から2号認定は選択不可）
- 「3号認定」を受けた子どもは、満3歳の誕生日の前日に自動的に「2号認定」に切り替わります。

教育・保育給付認定を受けると、「支給認定証（A4サイズの青い紙1枚）」が発行されます。

認定の変更手続きの際などに市へ返却する必要がありますので、ご自宅で大切に保管してください。

教育・保育給付認定のイメージ図

	保育を必要としない	保育を必要とする
5歳	1号認定	2号認定
4歳		
3歳		
2歳		3号認定
1歳		
0歳		

(2)「保育を必要とする事由」について

保育（2号・3号）認定を受ける（＝保育所・認定こども園（保育）を利用する）ためには、保護者の方が、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

下のどれにも該当しない場合、保育所・認定こども園（保育）の利用はできませんが、満3歳以上であれば、1号認定を受けて幼稚園・認定こども園（教育）を利用できます。

保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	内 容	保育の必要量 (次ページ参照)	保育の利用可能期間
(1) 保護者の就労 (月 120 時間以上)	保護者が就労により、子どもの保育ができない場合 ※就労中であっても、妊娠している 又は妊娠した場合、(3)になります。	保育標準時間	就労期間中 ※退職した場合は、退所となります。
(2) 保護者の就労 (月 60～120 時間未満)		保育短時間	
(3) 母の妊娠・出産	子どもの母が妊娠・出産により子どもの保育ができない場合	保育標準時間	出産月を含めず、 産前 2 か月、 産後 3 か月の間
(4) 保護者が疾病・障がいをもっている	保護者が疾病・障がいなどにより子どもの保育ができない場合	状況によって判断	対象者の疾病等が治癒するまで
(5) 保護者が常時、病人の看護・介護をしている	長期にわたり看護・介護を要す親族等がいて、子どもの保育ができない場合	状況によって判断	看護や介護を必要とする期間
(6) 災害	震災・風水害などの災害の復旧にあたっているため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間	危難が終了するまで
(7) 求職活動中	保護者が、「就労」に該当する仕事を探しているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間	入所から 3 か月以内
(8) 就学・職業訓練	保護者が就学などにより、子どもの保育ができない場合	状況によって判断	学校等が修了するまで ※休退学したときは、退所となります。
(9) 虐待やDVのおそれがある	詳細については市へお問い合わせください。	保育標準時間	市長が認める期間
(10) 育児休業中	産後間もない乳児の育児のため、上の子どもの保育ができない場合	状況によって判断	施設の入所状況により調整させていただきます。
(11) その他	保育を必要とする特別の事由がある場合	状況によって判断	市長が認める期間

※ 保育を必要とする事由によって、利用申込書と一緒に提出する書類（添付書類）が異なります。[添付書類の詳細は、25ページをご覧ください。](#)

※ 保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ず届け出てください。変更の届出がない場合、退所していただくことがありますのでご注意ください。

(3) 保育の必要量(2号・3号認定のみ)

保育(2号、3号)認定を受けた方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」の、2つに区分され、保育所等で預けることができる時間が異なります。

たとえば、『就労』を理由とする保育の利用の場合、「保育標準時間」はフルタイム勤務、「保育短時間」はパートタイム勤務を想定した利用時間になっています。

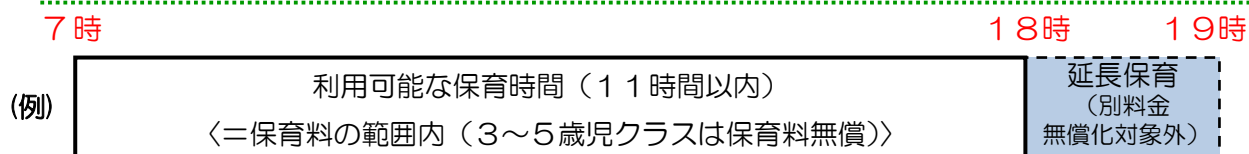
●保育標準時間

利用できる保育時間：1日最大 **11時間** (別途、延長保育の利用ができます)

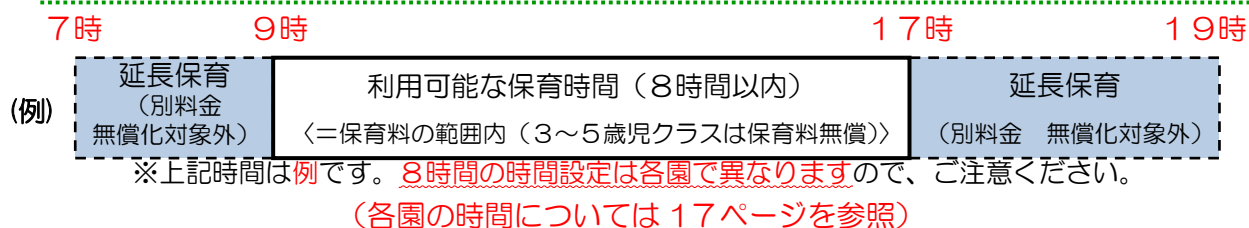
●保育短時間

利用できる保育時間：1日最大 **8時間** (別途、延長保育の利用ができます)

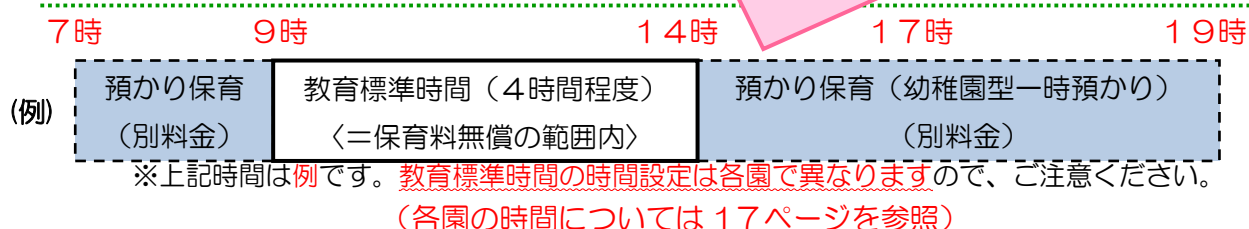
●保育標準時間 ※『就労』の場合、1か月120時間以上の就労時間のあるとき



●保育短時間 ※『就労』の場合、1か月60時間以上120時間未満の就労時間のあるとき



●(参考)【教育標準時間認定(1号認定)】



預かり保育は、申請すれば無償化の対象となります。
※ただし、条件があります。
詳細は26ページ以降でご確認ください。

※ 保育標準時間の要件を満たす方が、保育短時間を選択することは可能です。

(保育標準時間の要件を満たさない限り、保育短時間から保育標準時間は選択不可)

※ 各月の保育料に関しては、保育標準時間の方が若干高いものの、基本的に、保育短時間で延長保育を毎日使うより負担は少なくなります。

※ 利用可能な保育時間や教育標準時間内の預かりであっても、保育料とは別に、給食費やその他の実費負担が生じることがありますのでご注意ください。

※ 保育料は、3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの非課税世帯の子どもが無償となります(年齢は4月1日時点となります)。ただし、幼稚園・認定こども園の1号は満3歳(誕生日を迎え3歳になった翌月)から保育料が無償となります。

4 申込みから入所(園)までの流れ(保育所、認定こども園(2・3号認定)の場合)

保育所と認定こども園(2・3号認定)(以下この案内では「保育所等」といいます)の申込みにあたり、入所(園)までの手続きとスケジュールは以下のとおりです。

入所(園)を希望される場合、事前に施設に問い合わせをしていただき、保育内容や保育料以外の費用(実費負担分)の徴収の有無などについて確認の上、申込みください。
施設の見学も可能ですが、あらかじめ各施設に直接ご相談ください。

●令和9年4月1日からの入所(園)を希望する場合(年度当初からの入所)

●令和9年5月1日以降の入所(園)を希望する場合(年度途中からの入所)

※えびの市では、毎月1日付けでの入所となります(保育料の日割り計算は行っておりません)。

令和9年度申込み書類等の配布

令和8年10月中

配布場所：市役所、両出張所、各保育所・認定こども園

入所(園)申込み受付(第1次)

令和8年11月2日(月)～30日(月)

受付場所：市役所、各施設(期日指定)

入所(園) 申込み受付

入所希望月の前月10日まで

受付場所：市役所

支給認定及び利用調整

令和8年12月以降

※申込み状況によっては時間がかかることがあります。

支給認定及び利用調整

毎月11日～25日頃

※申込み状況によっては時間がかかることがあります。

入所決定の通知の送付

令和9年2月頃

※調整の状況によっては時間がかかることがあります。

入所決定の通知の送付

毎月下旬

※入所保留の場合、お電話でご連絡いたします。

入園説明会

令和9年3月(各保育所等)

※詳細は入所決定後、各施設へお問い合わせください。

入園説明

入所日の前後

※詳細は入所決定後、各施設へお問い合わせください。

入所(園)

令和9年4月1日(各保育所等)

※園によっては入園前に面談があります。

入所(園)

毎月1日(各保育所等)

※園によっては入園前に面談があります。

※ 上記は、入所(園)までの一般的な流れになります。入所(園)を希望する施設や申込み状況等によって、順序や時期が前後することがあります。

※ 幼稚園等への利用申込みの手続き方法や申込みの受付時期は、各園で異なりますので、利用を希望する各幼稚園等へお問い合わせください。

5 入所申込みについて

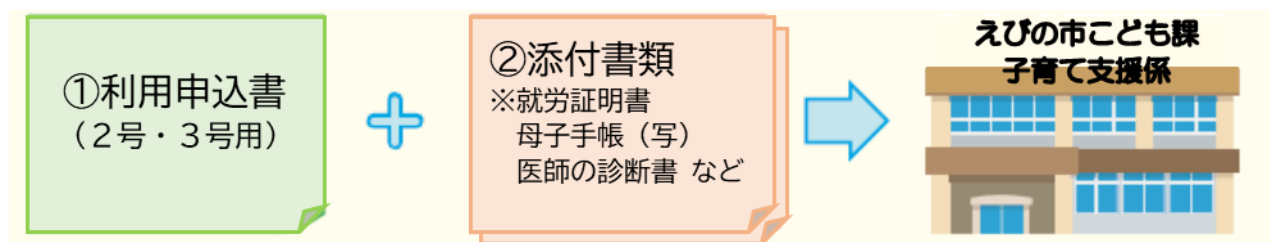
申込みの際は来庁者の「マイナンバーカード」か「通知カード」と「本人確認書類（運転免許証等）」もお持ちください。

(1) 保育所・認定こども園(2号・3号認定)への申込み

以下の書類①②を、えびの市こども課へ提出してください。

② 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（2号・3号認定用）

②必要となる添付書類（保育を必要とする事由により異なります。25ページをご覧ください。）



※提出書類の不備や記入漏れがあると受理できませんので、事前に必要となる添付書類や記入内容をよく確認して申込みください。

[申込み受付期間]

保育所等の入所申込みは、既に保育所等へ通っていたとしても、年度（4～3月）ごとに毎年行っている必要があります。そのため、入所申込みが集中する4月からの入所については、以下のとおり受付期間を区切っていますので、ご注意ください。

なお、この期間を過ぎた場合でも申込み自体は可能ですが、入所調整の都合上、下記期間内に申込みがあった方から優先して入所を決定しますので、ご注意ください。

●令和9年4月1日からの利用を希望する場合

受付期間：令和8年11月2日（月）～11月30日（月）（土・日・祝日を除く）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

受付場所：えびの市こども課 子育て支援係（以下の日程で、各施設でも受け付けます）

受付時間：午後3時30分～午後6時			
受付日	受付場所	受付日	受付場所
11月2日（月）	加久藤保育園	11月12日（木）	ふじ総合こども園
11月4日（水）	みなみえびの保育園	11月16日（月）	なかよし認定こども園
11月5日（木）	飯野認定こども園	11月18日（水）	和光認定こども園
11月9日（月）	真幸認定こども園	11月19日（木）	上江認定こども園

●令和9年5月1日以降の利用を希望する場合

利用を希望する月の前月10日までに、市こども課へ申込みをしてください。

(2) 幼稚園・認定こども園(1号認定)への申込み

以下の書類を、利用を希望する幼稚園等へ提出してください。

①教育・保育給付認定申請書（1号認定用）

②入園申込書（各園によって異なります）

③その他必要となる書類（各園によって異なります）

申込みに必要となる書類や申込み受付期間などは、各園へお問い合わせください。



6 教育・保育給付認定及び利用調整等について

(1) 教育・保育給付認定

1号・2号・3号認定を問わず、保護者から教育・保育給付認定申請書の提出があった場合、市では、お子さんの年齢や「保育を必要とする事由」などを確認し、認定します。

教育・保育給付認定申請書の提出方法（再掲）

- ・保育（2・3号）認定の場合、利用申込書も兼ねた申請書を保護者が市へ提出します。
- ・教育標準時間（1号）認定の場合、保護者は「入園申込書」と一緒に、園に提出し、園がまとめて市へ提出します。

申請どおりに認定されると、お子さんごとに『支給認定証（A4サイズの青い紙1枚）』が発行されます。

この支給認定証は、お子さんの認定状況を示す大切なものですのでご自宅で大切に保管ください。認定後、教育・保育給付認定内容を変更（1号⇔2号、標準時間⇔短時間など）する際に、市へこの支給認定証を提出する必要がありますので、変更手続き等の際に市の窓口へお持ちください。

なお、3号認定を受けた場合、満3歳の誕生日の前日に自動的に2号認定に切り替わります。満3歳の誕生日の翌月に各保育所等を通じて2号認定の支給認定証をお渡しします（この場合、3号認定の（旧）支給認定証は破棄してください）。

(2) 利用調整

利用調整とは、保育（2・3号）認定を受けた子どもの保育所等への入所にあたり、各保育所等には定員があることから、利用申込み時に提出いただいた申請書類をもとに、各世帯について保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高い子どもから、各保育所等の受入可能数の範囲内で入所者を調整していく入所選考のことです。

審査は、「えびの市保育の必要性の認定を受けた児童に関する利用調整基準要綱」に基づき点数化し、世帯の合計点数の高い子どもから入所者を決定していきます。

入所調整の結果、定員上の制限や利用申込みの状況によって、やむを得ず、ご希望の保育所等への入所決定ができなかったり、兄弟姉妹の同一保育所等への入所決定ができなかったりする場合があります（入所保留）。

注意！

利用調整やその後の保育料の算定の際に必要となりますので、次のような場合は、必ず市へ届け出てください。

- 申込み内容に変更があったとき
 - ・ 就労先や勤務時間の変更、妊娠・出産など、保育を必要とする事由の変更があったとき
- 市区町村民税額に修正や変更があったとき（増減を問わず）
- 保育所等を利用する必要がなくなったとき



(3)入所決定について

入所が決定した子どもについては、「利用承諾通知書」をご自宅へ送付します。

入所が保留となった子どもについては、個別にお電話にてご連絡差し上げます。

なお、入所決定に関することは入所決定前にお問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

入所が保留となった場合でも、特に申請の取下げなどがない限り、毎月行う利用調整の対象となります。この場合、入所決定となったときにのみご連絡を差し上げます。

なお、保育所等への入所は毎月1日からとなります（月途中での入所は行っていません）。

●入所決定後に必要となる書類

以下の方は、入所後に市こども課へ提出していただく書類がありますので、ご注意ください。

『求職活動中』により 申込みしていただいた方	入所期間1月経過ごとに、『求職活動状況申告書』に活動状況を記入し、翌月5日までに提出してください。その際、ハローワークで求職活動を行った場合は、その都度、「求職活動証明書」にハローワークで受付印を押してもらったものを、添付してください。 各様式は、入所決定後に送付します。
産休・育休明けで 職場復帰される方	「就労証明書」（ピンクの紙）を提出してください（必ず復職年月日も証明を受けてください）。正当な理由なく当初の復帰予定日に復帰していないことが分かった場合、退所していただくことがありますので、ご注意ください。

●入所後の諸注意

以下の場合に該当したときは、必ず市こども課へ届け出て必要な手続きを行ってください。手続きが必要か不明な場合は、お電話にてお問い合わせください。

届出が必要となる時(例)	届出の際に必要な書類等
就労先や勤務時間が変わったとき	・変更後の「就労証明書」を提出してください。
保護者が仕事を辞めたとき 就学期間等が修了したとき	・退職（卒業）後、1か月以内に別の「就労証明書」等を提出してください。 ※1か月以上届け出なく退職（卒業）していたことが発覚した場合、入所が継続できなくなることがありますので、ご注意ください。
家庭状況に変更があったとき (同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等)	・「教育・保育給付認定内容変更届出書」を提出していただく必要がありますので、市こども課までお越しください。
就労で入所していたところ 妊娠がわかったとき	・出産予定月の2か月前から、保育を必要とする事由が、「就労」から「妊娠・出産」に切り替わりますので、「母子手帳の写し（出産予定日が分かるページ）」を提出し、変更の手続きを行ってください。
えびの市から他の市区町村へ転出するとき	・「退所届」を提出していただく必要がありますので、市こども課までお越しください(予定が分かれば早めに提出してください)。

※いずれの手続きの際も、「支給認定証」が必要となります。

7 保育料(利用者負担金)について

(1)保育料の算定

●算定方法

保育所等の利用に係る保育料(利用者負担金)は、父母の所得(市区町村民税の所得割額の合算額)により決定します。父母収入が一定額以下の場合、同居※している扶養義務者(祖父母やおじおばなど)の所得で決定します。

※世帯が別であっても同一建物(2世帯住宅などは除く)に住んでいる場合を含みます。

注意！

入所申込み時に提出していただいた書類に基づき保育料を算定しますが、保育料決定後に市民税の課税状況に修正・変更があった場合は、変更があった月の翌月から保育料を変更します。

変更の結果、内容によっては保育料が増えることもあります。必ず市こども課へ申し出てください。

※ 世帯の所得が未確定(未申告、所得課税証明書等の未提出など)の場合は、税額が確定するまでの間、最高額により保育料を決定します。

●保育料の切り替え

保育料の算定の根拠となる課税年度が切り替わるため、**毎年9月に保育料の見直し**が行われます。
令和9年度の場合、以下のとおりです。

保育料の切り替え時期は、今後国の制度改正などに伴い、変更になることがあります。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保育料の算定	← 令和8年度の課税状況をもとに算定					← 令和9年度の課税状況をもとに算定						

他の市区町村からえびの市へ転入してきた方へ

1月1日時点で住民票がえびの市になかった方は、算定に必要な税情報が確認できないので、マイナンバー制度における情報連携により1月1日時点で住民票があった市区町村に税情報を照会します。ただし、マイナンバー制度における情報連携に同意されない方で以下に該当する方は、課税証明書の提出が必要となります。

●令和8年1月2日以降にえびの市へ転入してきた方

- 令和8年1月1日時点で住民票があった市区町村が発行する「令和8年度所得課税証明書」(9月から利用する場合は不要)

●令和9年1月2日以降にえびの市へ転入してきた方

- 令和8年1月1日時点で住民票があった市区町村が発行する「令和8年度所得課税証明書」(9月から利用する場合は不要)
- 令和9年1月1日時点で住民票があった市区町村が発行する「令和9年度所得課税証明書※」(8月までの利用の場合は不要)

※ 令和9年6月頃から発行できますので、その後に取得し提出してください。

遠方から転入してきた場合などで、転入前の市区町村に行くことができない場合、郵便請求により取得できる場合があります。詳しくは、転入前の市区町村役場にお問い合わせください。

●実費負担(保育料以外に発生する費用)について

市が各世帯の所得に応じて算定するのは、通常の教育・保育に要するものとして定められた公定価格のうち、「保育料（利用者負担）」部分のみです。

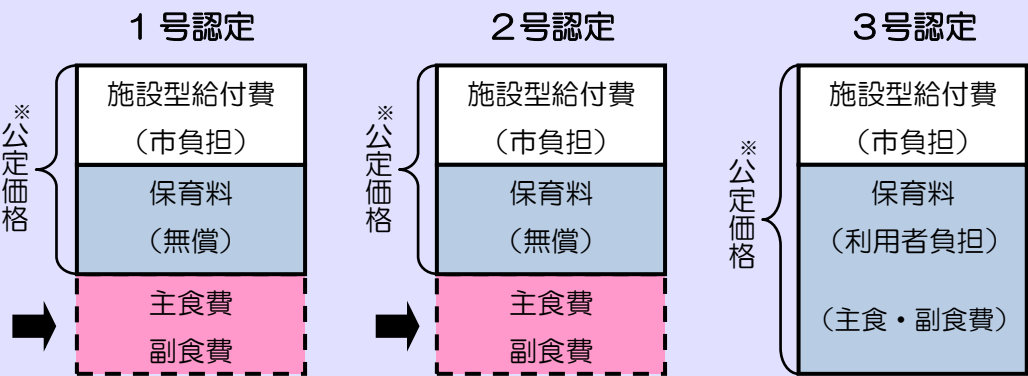
特定教育・保育施設によっては、入園料や、制服代、施設設備費などにより、保育料とは別に負担（実費負担分）が生じることがあります。

また、保育（3号）認定の保育料には、給食費が含まれていますが、教育標準時間（1号）認定及び保育（2号）認定は、給食費（主食費・副食費）をご負担していただくことがあります。（下の「**注意！**」欄を参照）

注意！

教育・保育給付認定の区分ごとに、保育料に含まれる給食費が異なります。
1号認定、2号認定の場合、それぞれ主食費及び副食費を、負担していただくことになります（下図の点線部分 **■**）。

この実費負担分については、各園で異なりますので、入所（園）希望の前に、各施設へお問い合わせください。



（注）上はあくまで便宜上のイメージ図です。図の大きさがそれぞれの価格の割合をあらわすものではありません。

※公定価格…子ども1人あたりの教育・保育等に通常要する費用として国が定めた額のこと。

●副食費の免除について

幼児教育・保育無償化に伴い、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、副食費が免除される場合があります。

①免除対象者・対象範囲

○年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。

（世帯収入や兄弟構成を基に市が決定する市区町村民税課税額から、免除の判断を行います。）

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収 360 万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収 360 万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除



○免除となるのは、副食費（おかず・おやつ・牛乳・お茶代等）のみです。

○主食費（米・麺・パン等）は免除になりません。

○免除対象者は、副食費代を施設に支払うことはありません。

○預かり保育の副食費は免除になりません。

●多子世帯に対する保育料及び副食費の軽減について

保育所等を利用する子どもに兄弟がいる（多子世帯の）場合、保育料及び副食費については、**国及び県の制度**により以下のとおり減免措置があります。

保育料の減免措置は、今後国の制度改正などに伴い、変更になることがあります。

【2号認定・3号認定の場合】（保育所や認定こども園（保育）を利用している場合）

→ 保育所等に入所しているお子さんの中で年齢順に、第1子、第2子と数えていき、第2子の保育料は**4分の1**^{※1}（副食費は4分の1となりません）、第3子以降の保育料及び副食費は無料とする

【1号認定の場合】（幼稚園や認定こども園（教育）を利用している場合）

→ 小学校3年生までのお子さんの中で年齢順に、第1子、第2子と数えていき、第3子以降の副食費は無料とする。

ただし、いずれの認定の場合も、世帯の年収が約360万円未満の世帯^{※2}の保育料については、年齢制限（下線部分）を撤廃し、大学生や高校生の兄・姉であっても、世帯を同一にする同居の兄弟姉妹全員について年齢順に、第1子、第2子と数えていき、第2子は**4分の1**^{※1}、第3子以降は無料とする軽減措置が設けられています^{※3}。世帯の年収が約360万円未満の世帯^{※2}の副食費については全員無料です（12ページ参照）。

※1 市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）の第2子以降は無料です。

※2 年収の額は、国通知に基づく目安です。

※3 このほか、ひとり親世帯などには、別の減免措置があります。

これに対し、

えびの市では、世帯を同一にする兄弟姉妹全員の中で第3子以降の子どもであるにもかかわらず、国の軽減措置では無料とならない子どもの保育料及び副食費について、**独自に減免を行い、保育料及び副食費を無料にする事業**を行っています。

このため、同じ保育料及び副食費が0円とされているお子さんであっても、市区町村民税による算定上0円とされている方や、国の軽減措置により0円とされている方、えびの市独自の事業により0円とされている方がいらっしゃいます。

国の軽減措置により減免を受ける方については、手続きは必要ありませんが、えびの市独自の事業により減免を受ける方については、入所の決定後、**減免の申請手続き**をしていただく必要があります。この事業の対象となった方については、入所決定後、市で抽出した上で、個別に減免申請の案内をする予定です。対象となった方は、減免申請書の提出をお願いいたします。

注意！

なお、**これらの減免はあくまで、所得に応じて決定される「保育料」に対してのみ適用されます**。園によっては保育料以外の負担があったり、1号認定の場合は入園料が発生したりするなど、保育料とは別にこうした実費負担が必要となることがありますが、**これらの保育料以外の負担に対しては上記の減免はありません**ので、ご注意ください。

保育料以外の負担については、あらかじめ利用を希望する園に直接ご確認ください。

●保育料の変更・減免・免除について

〈保育料の変更〉

引越しや、離婚・婚姻、祖父母との同居・別居など、様々な要因により世帯の状況に変更があった場合、保育料が変更となることがあります。世帯員に変更が生じた場合は、必ず市へご連絡ください。また、市区町村民税課税額の変更があった場合も、保育料が変更となることがあります。

なお、この場合の保育料の変更は、原則として市区町村民税課税額の変更のあった翌月から行います。

〈保育料の減免〉

保育料の納入義務者（父母等）が次に該当することで、保育料の納入が困難であると認められると、保育料が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

- ・災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動が生じたとき
- ・死亡したとき
- ・そのほか、市長が特に必要と認めるとき



(2) 納入方法等

保育料の納入方法は、子どもが通う施設が、保育所か保育所以外（認定こども園）かによって異なります。

● 保育所の場合

保育料は、えびの市に納入いただきます。以下のいずれかの方法で納入ください。

□ 口座振替払い

毎月末日（土日祝日の場合は翌営業日）に指定の口座から振り替えます。

（例）4月の保育料は4月30日に振り替えます。

なお、令和9年7月31日は土曜日ですので、翌営業日の8月2日（月）に振り替えます。

残高不足等で振替ができず納付の確認ができないときは「納付書」を郵送しますので、コンビニや金融機関で納入ください（この納付書には期限があります）。期限内に納付いただけない場合、督促手数料を付した督促状を郵送します。

□ 口座振替の手続きは簡単！（オンラインで手続きできるようになりました）

えびの市ホームページにある「Web 口座振替受付サービス」から必要事項を入力することで手続きができるほか、市役所窓口又は指定金融機関*の窓口で備えられている『えびの市税・料金等 口座振替依頼書・自動払込利用申込書』に必要事項を記入（申込書の【6.取扱科目】欄は、「7 保育料」に○をしてください）・押印し、指定金融機関の窓口へ提出してください（申込書の提出先は市役所ではありません）。

*宮崎銀行、鹿児島銀行、高鍋信用金庫、宮崎県農協、九州労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）の口座が利用できます。

納付書払い

各園から渡される「月謝袋」などにより、各園に納めていただき（詳しい納め方は各園にお問い合わせください）、各園が取りまとめて銀行等でえびの市に納入します。

月末までに、その月の保育料が納入されなかったときは、「納付書」を郵送しますので、コンビニや金融機関で納入ください（この納付書には期限があります）。期限内に納付いただけない場合、督促手数料を付した督促状を郵送します。

保育料の納め忘れや、保育所の事務負担軽減のため、口座振替払いをお願いしています（口座振替での納入に支障がある方は、納付書払いをお願いします）。

注意！

保育料を滞納された場合、滞納処分の対象となります。通常は、督促状やお電話などにより自主的な納付をお願いしておりますが、長期にわたり滞納が続いた場合、法令に基づき勤務先への給与等の照会、並びに預貯金の照会をした上で、差押えによる滞納処分を実施いたします。また、保育料の滞納がある世帯については、入所調整の際、不利益になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

● 認定こども園（3号認定）の場合

保育料は、各施設に納入していただくことになります。

納入方法等は、各施設にお問い合わせください。

8 退所について

例①～⑤に該当するなどして、保育所等の利用要件を満たさないと認められる場合には、保育所等を退所していただくことになります。これらに該当するときは、必ず申し出てください。

※例①～⑤の他にも、保育所等の利用要件を満たさなくなった場合は、退所していただくことになりますので、ご注意ください。

例① 保護者が就労等しておらず、保育の必要性が認められないとき

⇒仕事を辞めた場合、その月の末日付けで退所となります。

例② 「求職活動中」により入所していたが、就労しないまま3か月経過したとき

⇒期間満了により、入所3か月目の末日付けで退所となります。

例③ 転出などにより、えびの市民ではなくなったとき

⇒住民票の異動月の末日付けで退所となります。

※継続して今の施設に通いたい場合でも、えびの市で退所手続きをしていただき、転出先の市区町村役場で改めて申込み手続きを行ってください。

例④ 長期間、保育所等をお休みするとき

⇒個別に相談いただき、場合によっては退所となることがあります。

※里帰り出産などで、長期間えびの市外へ滞在するときや、里帰り先の市区町村内の保育所等を利用したい場合、いったん退所となることがあります。

⇒退所前の自己都合によるお休み期間中の保育料は免除とはなりません。

例⑤ 上記に該当したが申し出がない場合または申込み内容に虚偽が発覚した場合

⇒教育・保育給付認定を取り消した上で、退所となることがあります。

このほか、入所申込書の記載内容から世帯の状況や入所状況等に変更があった場合などは、必ず市こども課へご連絡ください。

退所となったあとは

- ・月途中で退所となった場合でも、保育料の日割計算はしていませんので、退所月の末日までに口座振替か納付書により、ひと月分の保育料を納入してください。
- ・退所となった場合、後日、ご自宅へ「保育実施解除通知書」を送付します。転出等で住所が既に移られている場合は、異動手続きの際に届いただいた転出先住所へ送付します。
- ・転出先で新たに保育所等の利用を申し込む場合、転入転出の時期によっては、えびの市が発行する「所得課税証明書」が必要となることがあります。転出の際、転出先へ必要な書類等を事前にご確認ください（11ページ参照）。



9 えびの市内の特定教育・保育施設について

この時間のほかにも、園によって延長保育
や預かり保育(別料金)を実施しています。

●私立施設（えびの市内に公立施設はありません）

（令和8年10月1日時点）

地区	施設 類型	施設名称	電話(0984)	年齢	利用 定員	1号	開所時間（延長時間除く）
			住所 （えびの市大字）			2号 3号	
飯野地区	認 こ 園	飯野認定こども園	33-2100	0歳 ～ 5歳	—	—	
			原田 52-2	5歳	60人	—	
	認 こ 園	和光認定こども園	33-3672	0歳 ～ 5歳	—	—	
			原田 3230-4	5歳	30人	—	
	保 育 園	みなみえびの保育園（※1）	48-4152	0歳 ～ 5歳	—	—	
			原田 3102-1	5歳	39人	—	
上江地区	認 こ 園	上江認定こども園	33-3265	0歳 ～ 5歳	15人	15人	7:00～18:00
			上江 1867-2	5歳	50人	50人	8:30～15:30
加久藤地区	保 育 園	加久藤保育園	35-0189	0歳 ～ 5歳	—	—	7:00～18:00
			永山 3-2	5歳	30人	30人	7:00～18:00
	認 こ 園	ふじ総合こども園	35-1219	0歳 ～ 5歳	15人	15人	8:30～15:30
			栗下 1608	5歳	40人	40人	7:00～18:00
真幸地区	認 こ 園	真幸認定こども園	37-1495	0歳 ～ 5歳	15人	15人	8:30～16:30
			向江 1040-1	5歳	40人	40人	7:00～18:00
	認 こ 園	なかよし 認定こども園	37-2063	0歳 ～ 5歳	15人	15人	8:00～16:00
			向江 98	5歳	40人	40人	7:00～18:00

※1 みなみえびの保育園は保育園から認定こども園になる予定です。

（現在県に認可手続き中であることにご留意ください。）

（注）教育標準時間、保育（標準・短）時間、延長時間（延長保育・預かり保育）については、必ず各園にお問い合わせください。預かる時間によっては、保育料の他に別途負担が生じることがありますので、ご注意ください。

※4 保育短時間の設定は原則として各園1つずつですが、園によっては複数の時間帯を設けているところもあります。

10 よくある質問(Q&A)

● 利用申込みについて

Q：現在、育児休業中ですが、保育所等への利用申し込みはできますか？

A：育児休業を理由とする入所は原則として申込みできますが、各施設の定員充足状況を考慮し、現に就労している世帯などが優先となります。

Q：現在、求職中ですが、保育所等への利用申し込みはできますか？

A：可能です。ただし、入所期間は3か月以内で、保育短時間認定となります。また、各施設の定員充足状況を考慮し、現に就労している世帯などが優先となります。

Q：えびの市外の保育所等への利用申し込みはできますか？

A：可能です。えびの市外の施設への入所希望であっても、住民票がえびの市内であればえびの市へ申し込んでください。えびの市と施設所在地の市区町村との間で協議を行います。ただし、えびの市外の施設を利用する理由（勤務地が近い、など）が必要です。

Q：月の途中（例えば「15日付け」など）からの入所・退所はできますか？

A：入所は毎月1日付けで行っていますので、月途中の入所はできません。退所は月途中でも可能ですが、保育料の日割り計算はできませんので、ひと月分の保育料をご負担いただきます。

Q：先着順で入所が決定するのですか？

A：先着順ではありません。各期限内に提出があった申込みの中で、保育の必要性を客観的に点数化し、点数の高い方から入所を決定します。
ただし、年度途中などに新規で申し込まれた方が、既に入所している方より点数が高い場合であっても、入所している方より優先して入所を決定するわけではありません。

Q：保育所等に入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A：『就労』以外の事由（5ページ参照）が認められなければ退所となります。ただし、すぐに次の就労先が見つかった場合などは継続して入所できます。いずれの場合も、市こども課へ申し出てください。

Q：幼稚園や認定こども園（1号認定）の申し込みはどうしたら良いですか？

A：各園で入園手続きを受け付けます。教育・保育給付認定申請書（1号）と入園申込書を各園に提出してください。申込み時期や必要書類などは、各園にお問い合わせください。

Q：保育所等への入所が保留になりました。毎月申込みをする必要がありますか？また、どのくらい待てば入所できますか。

A：年度内（3月まで）であれば、再度申し込みする必要はありませんが、翌年度（4月以降）の入所を希望する場合は別途申し込みをしていただく必要があります。申込み後、入所決定前であっても、申込み時の就労状況等に変更があれば、申し出てください。
なお、どの程度待つかというお問い合わせについては、明確なお答えができません。希望の保育所等に空きが出るなど入所可能となり次第、ご連絡します。

● 教育・保育給付認定について

Q：『就労』により保育所等を利用していましたが、妊娠により産前産後休暇を取得予定です。何か手続きが必要ですか？

A：出産予定月を含めない前2か月から後3か月の期間は、保育を必要とする事由が『就労』から『妊娠・出産』に切り替わりますので、体調の良いときに、早めに市で手続きしてください。

Q：どういうときに教育・保育給付認定に関する手続きをしたら良いですか？

A：まず幼稚園や保育所等を利用する際は認定申請をしていただく必要があります。認定を受け、保育所等が決定した後に、就労状況に変更（就職・退職・勤務時間の変更など）があったり、世帯員状況（離婚・結婚・祖父母と同居など）があったり、1号⇔2号間の変更がしたい（保育所から幼稚園へ転園など）ときなどは変更申請の手続きが必要です（3号⇒2号の変更は手続き不要です。）。まずはお電話にて市へお問い合わせください。

● 保育料について



Q：保育料（利用者負担）はどのように決まりますか？

A：原則として、父母の市区町村民税所得割額の合算額により決定します。ただし、同居している祖父母などがある場合、その方のうち、最も所得の多い方が算定対象となる場合があります。

Q：9月から保育料が増えた（減った）が、どうしてですか？

A：保育料は、4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の市区町村民税所得割額により決定するため、9月から保育料が切り替わります。前年度と比べ当年度の所得状況に大きな変化があれば、それに伴い保育料が上下する可能性があります（所得状況に大きな変更がなければ、9月以降も保育料の変更がないこともあります。）。

Q：決定した保育料は安くなりませんか？

A：安くなりません。ただし、災害その他やむを得ない理由などが認められれば減免されることがあります。

Q：保育料を口座引き落としにしたいが、どうしたら良いか？

A：通っている施設が保育所であれば、指定金融機関の窓口で手続きが出来ます（15ページ参照）。通っている施設が幼稚園や認定こども園の場合は、各施設にお問い合わせください。

Q：兄が保育所に入所していて、来月から妹が入所します。口座引き落としの手続きが必要ですか？

A：納入義務者（父や母など）ごとに登録していますので、兄のときに口座振替の手続きをしていれば、妹の入所の際は手続きしていただく必要はありません。

なお、お子さんが卒園されて、今後保育所を使う見込みがない場合、口座振替登録を解約（廃止）してください。

Q：3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定になったが、これに伴い保育料は変わりますか？

A：変わりません。この場合、教育・保育給付認定は年度途中で変わりますが、保育料の算定上は、その年度の4月1日時点の年齢のお子さんとして算定します。

Q：年度途中で6歳・3歳になる子どもたちの保育料は無償化の対象となりますか？

A：教育・保育無償化は3歳児クラスから5歳児クラス及び0歳児クラスから2歳児クラス
 の非課税世帯の保育料が無償化となります。年度途中で6歳になる子どもたちの保育料につ
 いては、満6歳到達後の3月31日（卒園）までは保育料の無償化が継続されます。また、年
 度途中で3歳になる子どもたちの保育料については、満3歳到達後の3月31日までは3号
 認定の保育料となるため、非課税世帯及び第3子以降世帯等以外は無償化になりません。た
 だし、満3歳の翌月から1号に切り替えた場合、1号の保育料は無償化となります。（給食費、
 預かり保育利用料は別途かかります。）

<例>

年度途中で6歳になる子どもたち

（2号：5歳児クラス）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
9月10日生まれの場合				保育料無償				小学校 入学	
	6歳								
12月20日生まれの場合				保育料無償				小学校 入学	
				6歳					

年度途中で3歳になる子どもたち

（3号：2歳児クラス）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
11月15日生まれの場合 （課税世帯）			3歳					3歳児 クラス	
				保育料無償				保育料無償	
11月15日生まれの場合 （非課税世帯）			3歳					3歳児 クラス	
				保育料無償				保育料無償	
11月15日生まれの場合 （誕生日の翌月から 1号に変更）			3歳					3歳児 クラス	
				保育料無償				保育料無償	



(参考)えびの市保育料(抄)

(単位：円)

教育標準時間（１号）認定			保育（２・３号）認定							
市階層区分 (市町村民税所得割額)		全年齢 (共通)	市階層区分 (市町村民税所得割額)		３歳未満		３歳		４歳以上	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 特別認定	0	2	市町村民税 特別認定	0	0	0	0	0	0
	非課税世帯 上記以外	0		非課税世帯 上記以外	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税均等割 特別認定	0	3	市町村民税均等割 特別認定	5,800	5,650	0	0	0	0
	のみの世帯 上記以外	0		のみの世帯 上記以外	12,600	12,300	0	0	0	0
4	市町村民税所得割 特別認定	0	4	市町村民税所得割 特別認定	7,300	7,150	0	0	0	0
	5,000 円未満 上記以外	0		5,000 円未満 上記以外	15,600	15,300	0	0	0	0
5	同 5,000 円以上 特別認定	0	5	同 5,000 円以上 特別認定	8,150	8,000	0	0	0	0
	48,600 円未満 上記以外	0		48,600 円未満 上記以外	17,300	17,000	0	0	0	0
6	同 48,600 円以上 特別認定	0	6	同 48,600 円以上 特別認定	9000	9000	0	0	0	0
	57,700 円未満 上記以外	0		57,700 円未満 上記以外	18,500	18,100	0	0	0	0
7	同 57,700 円以上 特別認定	0	7	同 57,700 円以上 特別認定	9000	9000	0	0	0	0
	60,000 円未満 上記以外	0		60,000 円未満 上記以外	18,500	18,100	0	0	0	0
8	同 60,000 円以上 特別認定	0	8	同 60,000 円以上 特別認定	9000	9000	0	0	0	0
	77,101 円未満 上記以外	0		77,101 円未満 上記以外	21,000	20,600	0	0	0	0
9	同 77,101 円以上 88,000 円未満	0	9	同 77,101 円以上 88,000 円未満	24,300	23,800	0	0	0	0
10	同 88,000 円以上 97,000 円未満	0	10	同 88,000 円以上 97,000 円未満	28,500	28,000	0	0	0	0
11	同 97,000 円以上 133,000 円未満	0	11	同 97,000 円以上 133,000 円未満	32,600	32,000	0	0	0	0
12	同 133,000 円以上 397,000 円未満	0	12	同 133,000 円以上 169,000 円未満	39,400	38,700	0	0	0	0
			13	同 169,000 円以上 256,000 円未満	46,000	45,200	0	0	0	0
			14	同 256,000 円以上 301,000 円未満	48,500	47,600	0	0	0	0
			15	同 301,000 円以上 397,000 円未満	50,000	49,100	0	0	0	0
13	同 397,000 円以上	0	16	同 397,000 円以上	65,000	63,800	0	0	0	0

※ この表は令和８年１０月時点のものです。今後の国の制度改正などに伴い変更になることがあります。

※ 特別認定…ひとり親世帯、在宅障がい(児)者のいる世帯又はその他の世帯（特に困窮していると市長が認めた世帯）

※ 多子世帯軽減の適用などにより、上記額から４分の１または無料となる場合があります。世帯の状況に応じて、各種減免等の適用状況が異なりますので、個別に窓口にてお問い合わせください（具体的な算定額については、お電話ではお伝えできません。）。

教育・保育給付認定申請書(1号認定用)

(宛先) えびの市福祉事務所長

記入例

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書です。
市が教育・保育給付認定及び利用者負担額(保育料)の決定のため、世帯情報を閲覧すること及び市町村民税の情報(同一世帯者を含む)等資格調査、調査結果の通知を行います。また、この申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)について、幼稚園等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、職業訓練校等)に対して提供することを承諾します。

提出する日

※申請書提出から支給認定証の交付までに30日以上要する場合があります。
※この申込書に記載された事項は、申請書提出後に変更する場合は、必ず変更理由を記載し、申請書提出後に変更する旨を記載した書面を提出してください。

1. 申請する保護者について

申請年月日	令和 8 年 11 月 10 日		
保護者	住所	えびの市大字 栗下1292番地	
	(転入)	☐ 年 1 月 2 日以降にえびの市に転入 ☐ 年 1 月 1 日以前にえびの市に転入 ☒ 左以外	
	氏名	えびの 太郎	電話 (第1希望) 自宅・勤務先・携帯(父・母・その他()) 000 - 0000 - 0000 (第2希望) 自宅・勤務先・携帯(父・母・その他()) 000 - 0000 - 0000

教育・保育給付認定についての市からのご連絡電話番号について、希望順にご記入ください。

2. 利用を申し込む児童について

児童	ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	利用希望施設
	えびの みり えびの ミ/リ	令和 〇年 10 月 1 日	3	☐ 男 ☒ 女	〇〇認定こども園
利用希望期間		令和 9 年 4 月 1 日 ~ ☒ 就学前まで ☐ その他(令和 年 月 日まで)			
		☒ する ☐ しない			

記入は、同居して生計同一の親族のうち、父母、全ての兄弟姉妹(本人含む)、祖父母等の順番でお願いします。

令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢をご記入ください

3. 世帯員について
※別世帯で生計を同一とする兄弟姉妹(同居)の場合も記載してください。

児童の世帯員(※申請児童本人を含む)	児童との続柄	家族氏名	生年月日	年齢(R9.4.1時点)	マイナンバー(個人番号)	勤務先・就学先等
	父	えびの 太郎	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 〇〇年 9 月 15 日	36	0000 0000	〇〇商店
	母	えびの 花子	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年 5 月 24 日		0000 0000	株式会社〇〇
	姉	えびの みなほ	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年 11 月 30 日			
	兄	えびの ユタカ	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年 5 月 16 日			
	本人	えびの ミ/リ	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 〇〇年 10 月 1 日			
	妹	えびの まい	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 〇〇年 8 月 31 日	1	0000 0000 0000	♡♡保育園
	弟	えびの タカ	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 〇〇年 7 月 26 日	0	0000 0000 0000	
	祖父	えびの 一郎	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 〇〇年 10 月 29 日	63	0000 0000 0000	
祖母	えびの 米子	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 〇〇年 12 月 18 日	60	0000 0000 0000	〇〇商店	
家庭の状況(該当するものに ☒)		☐ ひとり親 ☐ 生活保護受給 ☐ 障がい児(者)のいる世帯 ☒ いずれも該当しない				

初めて申請する方はあらかじめマイナンバーの記入をお願いします。申請の際、窓口に来た方の番号確認と本人確認をしますので、マイナンバーカードか通知カードと運転免許証等をお持ちください。在園児等、これまでに申込みしたことがある方は、記入不要です。

4. 別居(同一建物でも2世帯住宅などで、生計が別のときを含む。)する祖父母について

	氏名	住所(えびの市外の場合は、自治体名までで結構です。)	就労状況(65歳未満のとき)
父方	祖父		☐ 就労している
	祖母		☐ 就労している
母方	祖父	宮崎 次郎 宮崎市	☐ 就労している
	祖母	宮崎 たま子 宮崎市	☒ 就労している

（宛先）えびの市福祉事務所長

記入例

9

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育所・認定こども園(以下「保育所等」という。)への利用について、関係書類を添えて申込みをします。

※教育・保育給付認定申請書の提出から支給認定証の交付までに30日以上を要する場合があります。

※この申込書に記入いただいた個人情報提出する日所にかかる事務にのみ使用します。

1. 申請する保護者（えびの市内在住、主として保育料を負担する方）について

申請年月日	令和8年11月10日			
保護者	住所	えびの市大字 栗下1292番地		
		(転入)	☐ 年1月2日以降にえびの市に転入	☐ 年1月2日以前にえびの市に転入 ☒ 左以外
	氏名	えびの 太郎	電話	(第1希望) 自宅・勤務先・携帯 (父 <u>母</u> ・その他 ()) 000 - 0000 - 0000
			(第2希望) 自宅・勤務先・携帯 (<u>父</u> ・母) ・その他 ()) 000 - 0000 - 0000	

入所についての市からのご連絡電話番号について、希望順にご記入ください。

2. 利用を申し込む児童について

児童	ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	利用希望施設	
	えびの みゆ	令和〇〇年10月1日	2	☐ 男 ☒ 女	第1希望	♡♡ 保育園
	えびの ミ/リ				第2希望	△△ 認定こども園
利用希望期間	令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日	第3希望	☆☆ 認定こども園	☒ する ☐ しない		

年度ごとの申込みになるので、最長で「令和10年3月31日」までとなります。

保育を必要とする事由	☒ 就労 (月120時間以上) ☐ 妊娠・出産	⇒ (どちらか選択)	☒ 保育標準時間 ☐ 保育短時間
	☐ 疾病・障がい ☐ 育休 ☐ その他 ()		
	☐ 就労 (月60時間以上月120時間未満)	⇒	保育短時間 (保育標準時間は選択できません)

記入は、同居して生計同一の親族のうち、父母、全ての兄弟姉妹(本人含む)、祖父母等の順番をお願いします。

4. 世帯員について

令和9年4月1日時点の年齢をご記入ください

児童の世帯員(※申請児童本人を含む)	児童との続柄	家族氏名	生年月日	年齢(R9.4.1時点)	マイナンバー(個人番号)	勤務先・就学先等
	父	えびの 太郎	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 〇〇年9月15日	36	0000 0000 0000	〇〇商店
	母	えびの 花子	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年5月4日	35	0000 0000 0000	株式会社〇〇
	姉	えびの みなほ	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年11月30日	11	0000 0000 0000	〇〇小学校
	兄	えびの ユタカ	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 〇〇年5月16日	8	0000 0000 0000	〇〇小学校
	本人	えびの ミ/リ	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 〇〇年10月1日	2	0000 0000 0000	
	妹	えびの まい	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 〇〇年8月31日	1	0000 0000 0000	
	弟	えびの タカ	☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 〇〇年7月26日	0	0000 0000 0000	
	祖父	えびの 一郎	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 〇〇年10月9日	68	0000 0000 0000	
祖母	えびの 米子	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 〇〇年12月18日	64	0000 0000 0000	〇〇商店	
家庭の状況 (該当するものに☑)		☐ ひとり親 ☐ 生活保護受給 ☐ 障がい児(者)のいる世帯 ☒ いずれも該当しない				

5. 別居（同一建物でも2世帯住宅などで、生計が別のときを含む。）する祖父母について

		氏 名	住 所 (えびの市外の場合は、自治体名までで結構です。)	就労状況 (65歳未満のとき)
父 方	祖父			☐ 就労している
	祖母			☐ 就労している
母 方	祖父	宮崎 次郎	宮崎市	☐ 就労している
	祖母	宮崎 たま子	宮崎市	☒ 就労している

6. その他特記事項（申込みに当たり、お知らせしたいことがあれば記入してください。）

7. 申込みに関する重要事項の確認票及び同意書

以下の内容は、保育所等申込みにあたり特に大切なことです。内容をよく読み、各事項の確認欄への☑し、最後に署名をお願いします。
確認に際し、ご不明な点がございましたら、申込みの際に職員へお問い合わせください。

確認・同意事項			確認
1	別紙「令和9年度 特定教育・保育施設の入所案内」をよく読み、保育所等に係る制度や手続について、内容を確認しました。		☒
2	この申込書は令和9年度限り（令和10年3月入所まで）です。令和10年4月以降の申込みは別途行います。		☒
3	保育所等の利用は、毎月1日付けであることを確認しました。		☒
4	申請内容に事実と相違がある場合、また保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、認定の取り消し及び保育実施の解除に同意します。		☒
5	この申込書の提出後、また入所決定後に、申込書の内容に変更が生じたときは、直ちに市福祉事務所へ届け出ます。 ※この届出を怠ったときは、保育所等を退所となる場合があります。		☒
6	市が教育・保育給付認定及び利用者負担額（保育料）の決定のため、世帯情報を閲覧すること及び市町村民税の情報（同一世帯者を含む）等資格調査、確認を行うことに同意します。		☒
7	この申請書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額（保育料）について、保育所等に対して提供することを承諾します。		☒
8	保育料の算定については、父母の収入が一定額に達していない場合は、同居する祖父母等の収入額（最も収入が高い方のみ）を合算した上で算定することを確認しました。		☒
9	保育料の算定に際し、必要な課税状況等が確認できない（未申告である場合や、転入を伴うときの「所得課税証明書」を提出していない場合など）ときは、市基準額のうち最高額により保育料を決定することを確認しました。		☒
10	保育料決定後、税の修正申告などにより市民税の課税額に変更があった場合は、市福祉事務所へ連絡します。 ※修正申告の結果、保育料が下がる場合であっても、原則として、市福祉事務所へその旨の届出があった月の翌月からの減額となりますので、早めにご連絡ください。		☒
11	保育料は、9月に切替えが行われ、保育料が変更（増額・減額）になることがあることを確認しました。		☒
12	市が算定する保育料の他に、園によっては別途、支払が必要なもの（給食費や制服代など）があることを確認しました。 ※園ごとに、園の保育内容や保育料以外の実費負担額などが異なります。事前に各園へご確認ください。		☒
13	保育料は期限内に納付します。 期限内に納付がなく、滞納となった場合は、法令に基づき、財産（給与等）の差押えの対象となることを確認しました。		☒

保育所等の入所にあたり、上記事項を全て確認し、同意しました。

保護者署名 えびの 太郎

○添付書類について

申請に必要な書類

- ① 支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書（児童1人につき1枚提出）
- ② 保育を必要とする事由の分かる証明書
 （自営業の方の就労証明書の書き方が変更になります。詳しくは同封の就労証明書裏面の書き方をご参照ください。）

※ 保育を必要とする事由によって、添付する書類が異なります。以下をご確認いただき、申込書に**必要書類の添付**をお願いします。

保育を必要とする事由	必要な添付書類	確認事項
就労	・就労証明書（様式有り） （ピンク色）	●申込時点での就労証明書を提出してください。申込時に提出する就労証明書の雇用期間が令和9年3月31日（「更新あり」含む。）までの場合は、4月1日以降の就労証明書をあらためて提出してください。 ●農業等への従事の場合や自営業、親族経営の事業所勤務の場合で、事業所（会社・法人）としての証明ができない方は、就労証明書に加えて課税情報が分かるものの添付が必要になります。
求職活動	・誓約書（様式有り） ・ハローワークカード等	●入所申込時に必要な左欄の書類のほか、入所決定後に「求職活動状況申告書」「求職活動証明書」を毎月提出いただきます（別途案内）。
妊娠・出産	・母子手帳の写し	●出産予定日が記載されているページと、母親の氏名が記載されているページの写しを提出してください。
保護者の疾病・障がい	・診断書（様式は任意） ・手帳の写し	●診断書には、「〇〇〇の疾病のため、家庭での保育は困難である」旨の記載と、治療期間を記入してもらってください。
保護者が、病人等の介護・看護をしている	・介護、看護等を必要とする方の診断書等（様式は任意）	●診断書には、「看護等が必要なため、家庭での保育は困難である」旨の記載と、看護等を要する期間を記入してもらってください。
就学・職業訓練	・在学証明書 ・就学時間の分かる書類	●在学証明書は、就学先が発行するものを添付してください。 ●就学時間の分かる書類は、カリキュラムや時間割などを添付してください。

11 特定子ども・子育て支援施設の利用について(一時預かり、ファミサポ、認可外保育施設等)

※保育所・認定こども園の2・3号の子どもは対象外です。

(1) 預かり保育(一時預かり幼稚園型)

【対象者】

- ・幼稚園・認定こども園の1号認定の児童で、保育の必要性のある児童(5ページ参照)⇒認定を受けるには申請が必要です。

【年齢】 ※年齢は4月1日時点になります。

- ・3歳児から5歳児(小学校就学前)まで⇒利用料月額12,300円まで無償
- ・満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市区町村民税非課税世帯のみが無償化の対象⇒利用料月額17,700円まで無償

【支払い方法】

- ・償還払い(利用料を園に支払う ⇒ 保護者から園を通じて市へ請求 ⇒ 市から保護者へ支給)

【支給額の算定】

利用料が完全に無償化される訳ではありません。

- ・食事代やおやつ代等は対象外です。
- ・支給限度額(預かり保育の利用日数×日額単価 490円)と利用料を比べて低い方を保護者へ支給します。

(例)

4歳児がAこども園の預かり保育を利用した場合

★Aこども園の預かり保育利用料：月額5,000円

★ひと月：10日利用

利用料：5,000円
(保護者が園へ支払)



支給限度額
10日×490円=4,900円

利用料と支給限度額を比べて低い方が無償化となるため、支給限度額の4,900円が償還払いされ、差額の100円は保護者の負担となります。

(2) 認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり一般型、ファミリー・サポート・センター事業など)

【対象者】

- ・保育の必要性のある児童(5ページ参照)⇒認定を受けるには申請が必要です。

【年齢】 ※年齢は4月1日時点になります

- ・3歳児から5歳児(小学校就学前)まで⇒利用料月額40,300円まで無償
 - ・0歳児から2歳児は、市区町村民税非課税世帯のみが無償化の対象
- ⇒利用料月額45,700円まで無償

【支払い方法】

- ・償還払い(利用料を施設に支払う ⇒ 保護者から市へ請求 ⇒ 市から保護者へ支給)

【支給額の算定】

利用料が完全に無償化される訳ではありません。

- ・食事代やおやつ代等は対象外です。

(3)申請から利用料無償化分の支給までの流れ(全事業共通)

この申請後の認定は「無償化の対象になるかどうかの認定」です。

利用決定の認定ではないのでご注意ください。

実際に利用できるかは、事前に各施設にお問い合わせください。

(職員の配置基準などにより、預かれる子どもの数が変動する可能性があります)

●令和9年4月1日から
無償化の対象として利用を希望する場合

●令和9年4月2日以降に
無償化の対象として利用を希望する場合

令和9年度申込み書類等の配布

令和8年10月中

配布場所：市役所、両出張所、各特定教育・保育施設

申込み受付

令和8年11月2日(月)～30日(月)

受付場所：8ページ参照

※

申込み受付

随時受付

受付場所：市役所

※

認定及び利用調整

令和8年12月以降

※申込み状況によっては時間がかかることがあります。

認定及び利用調整

申請された月または翌月

※申込み状況によっては時間がかかることがあります。

認定決定の通知の送付

令和9年2月頃

※調整の状況によっては時間がかかることがあります。

認定決定の通知の送付

申請された月または翌月

※調整の状況によっては時間がかかることがあります。

無償化の対象として利用開始

令和9年4月1日

無償化の対象として利用開始

認定日

※ 預かり保育（一時預かり幼稚園型）を利用の方は、**申請書**を施設へ提出してください。施設がとりまとめて市へ提出します。

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)
(宛先) えびの市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

☐ 新規申請：認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日		☐ 現況届(来年度継続)	
保護者	フリガナ	エビノ タロウ		申請子どもとの続柄	居住地 〒000-0000 えびの市大字△△178番地
	氏名	えびの 太郎			
	※ 自署の場合は印は不要です。		印	父	現住所が市外の場合 市内転入後の住所
日中の連絡先(電話番号)* 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					
① 090-0000-0000		② 090-0000-0000		父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	
子ども	フリガナ	エビノ イチロウ		現住所	〒 -
	氏名	えびの 一郎		申請者と異なる場合のみ記載	
認定種別		☒ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) ☐ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)			
保育を必要とする理由		左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税非課税に該当			
父(子から見た続柄)		☒ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他()			
母(子から見た続柄)		☒ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他()			

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の前年1月1日現在の住所※2	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所※3	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居する世帯員について(祖父母やおじおば等は、同一建物に同居し、生計が同一の場合に記入してください。)

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	①	エビノ タロウ	父	個人番号 0000-0000-0000 大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	〇〇会社	☐ 有
	2	エビノ ハナコ	母	個人番号 0000-0000-0000 大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	〇〇会社	☐ 有
	3	エビノ イチロウ	本人	個人番号 0000-0000-0000 大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	☆☆☆こども園	☐ 有
	4	エビノ ジロウ	次男	個人番号 0000-0000-0000 大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	☆☆☆こども園	☐ 有
	5			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		☐ 有
	6			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		☐ 有
7			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		☐ 有	

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。＜預かり保育事業（一時預かり事業幼稚園型）利用者＞

フリガナ	☆☆☆コドモエン	所在地	〒 000 — 0000 市 (00) - 0000
施設名	☆☆☆こども園	利用開始予定日	えびの市大字△△921番地 年 月 日

認可外保育施設、一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

	母親の状況		父親の状況	
就 労	就労種別	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他: ()	
	通勤手段・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・ <u>自動車</u> ・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 10 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・ <u>自動車</u> ・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 10 分 (往復時間を記入して下さい。)	
	前年1月1日以降の転職	☒ 無 ☐ 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	☒ 無 ☐ 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	
	妊娠・出産(申請時点)	☒ 無 ☐ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日		
疾病・障害等	(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☒ 無		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☒ 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)		
	傷病・障害名			
受診等の状況	☐ 入院中 通院(月・週 回)		☐ 入院中 通院(月・週 回)	
	☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()		☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()	
災害復旧	災害の状況:		災害の状況:	
求職活動等	活動の内容:		活動の内容:	
就 学	通学手段・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	
	就学の目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()		
	期間	年 月 日まで		
	卒業後の予定	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月		
その他	保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1 就労・育休の方(予定を含む)	就労証明書
自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書
2 妊娠・出産の方(産前2か月＋出産月＋産後3か月＝6か月間)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)・カリキュラム等
4 保護者が病気の方	診断書
5 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
6 保護者が介護している方	介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7 保護者が求職中の方(3か月間)	誓約書
8 預かり保育事業以外の事業を利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書